



石狩市

No.46

2024年11月発行

編集・発行

石狩市環境市民部 消費生活センター

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL: 0133(75)2282 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り

みんなのくらしをうるおす Week 今年も開催しました



消費生活や交通安全、法律相談など、身近なトピックに関するイベント「みんなのくらしをうるおす Week」が、今年も10月17日（木）～24日（木）に開催されました。

消費生活センターは、17日の一日合同市民相談での消費生活相談（市役所）と、18日のシニア向けスマホ教室（北コミ）を実施しました。



好評！シニア向けスマホ教室

■ 今年も多くの方が受講

今年も受け付け開始後、たくさんのお申し込みをいただき、すぐに予約が埋まりました。

当日は22名の方が受講され、KDDI(株)様の講師の丁寧な指導のもと、貸し出されたスマートフォンを実際に操作しながら、スマートフォンの基本操作からインターネット・アプリの使い方まで、熱心に学ばれました。



■ 誰もがスマホを持つ時代

ここ数年、みんなのくらし Week の消費生活研修会は、毎年、このプロの講師によるシニア向けスマホ教室を開催しています。

例年たくさんの方が受講してくださる背景には、「電話＝スマートフォン」というお宅が増え、1人1台スマートフォンを持つのが当たり前の時代になった、ということがあります。

しかし、日々の消費生活相談では、スマートフォンに関する消費生活トラブルもまた、たくさん寄せられています。

■ スマホトラブルを防ぐには

今回のようなスマホ教室などで、プロからスマホの適切な使い方を学ぶことも、スマホのトラブル予防につながります。スマホのトラブルには、

- ① スマホやインターネットの利用契約に関するトラブル
- ② スマホを使った通信販売、定期購入などのトラブル
- ③ スマホを使った SNS 投資詐欺・ロマンス詐欺などのトラブル

などがありますが、①は、「安い」「無料」といった言葉に惑わされず、自分がスマホでインターネットを使うかどうか、使うとしたら何に使うか（ニュースの閲覧、動画視聴、SNS など）を冷静に考えて検討しましょう。

②は、初回の激安価格に目が行きがちですが、定価はいくらか、解約の条件（いつまでにどのように業者に連絡したらよいか）はどうなっているか、などを購入確定前に確認し、できるだけ確認・契約画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。

③は、知らない人から連絡が来ないよう、LINE など SNS の設定を変える・有名人のアカウントを信用しない・相手からお金がない・お金が儲かるなどお金の話が出たらやり取りをやめる、などの対策をとりましょう。





地震、豪雨、雪害 etc...

災害が起こる前にできること

～国民生活センターから、災害対策のまとめ～

- ・家具の置き方、工夫していますか？
…地震の際は倒れてきた家具で大けがをする可能性があります。



- ・食料・飲料などの備蓄、十分ですか？
…電気やガス、水道などのライフラインが止まる可能性があります。

- ・非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？
…災害はいつ起こるかわかりません。



- ・ご家族同士の安否確認方法、決まっていますか？
…被災地への電話が殺到し回線が混雑してつながりにくくなります。

- ・避難場所や避難経路、確認していますか？
…地震、津波、豪雨、など災害の種類によって安全な避難場所が異なります。

<ひとこと助言>

★家具が倒れないよう、壁に固定しましょう。倒れた時に出入り口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう。

★電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備え、普段から飲料水や保存の効く食料などをローリングストック（日常備蓄）しておきましょう。

★非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

★ご家族との連絡手段には、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板 web171 などを活用しましょう。

★自治体で防災情報を出しています。地域のハザードマップでどのような危険があるかや避難場所、避難経路等を確認しておきましょう。



☞ 政府広報オンライン『防災・減災』お役立ち情報 自然災害から命を守るため、知っておいてほしいこと



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階（平日 午前10時～午後4時）

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン 188

いやや！
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。